

# 自閉症スペクトラム障害(児)者への地域生活支援へ向けた 課題と実際

## — 三重県・自閉症施設の取り組みからの一考察 —

植木 是

東海学院大学健康福祉学部総合福祉学科

### 要 約

日本において、自閉症施設は大きく二つに分けられる。1つ目は児童施設である。2つ目は、成人施設である。2005年より開始された障害者自立支援制度（当時、障害者自立支援法。2013年より障害者総合支援法と改称）によって、準用の根拠となる施設経営に関わる運用基準が変わってきた。本稿では、これまでにも法律上は自閉症施設として指定されたものではないが、当事者の最善の利益のために法外で独自に運営してきた歴史があることに着目しながら、年長児問題を経て設立された成人施設の実践過程について具体的にみていく。そして、その中から自閉症固有の障害特性とその支援のあり方の独自性に着目しながら地域での活動展開に必要とされるものとは何かを探るため、社会福祉学の視点から考察を深め、社会福祉実践論からみた実践史研究及び社会福祉運動・障害者運動研究として、今後の実践的課題と展望へつながるものを見出していく。とりわけ、先駆的実践を重ねてきた先進地のひとつである三重県での取り組みに焦点を当てながら考えていきたい。

**キーワード：**自閉症施設、自閉症成人（自閉症者施設）施設、地域生活支援、権利擁護、社会福祉実践、障害者運動

### 1. はじめに

#### — 1. これまでのあらまし①：

本研究の目的は、日本における自閉症の処遇の先駆的な実践と取り組みについて考えることにある。そのひとつとして、三重県における日本初の自閉症児施設、自閉症成人施設についての実践とその歴史（社会事業史、社会福祉実践論、社会福祉運動）をまとめていくことにある。本稿では、とりわけ自閉症成人施設（自閉症者施設）である、1981（昭和55）年設立の「あさけ学園」（自閉症成人施設〔現：2000年代前半より、「自閉症総合援助センター」を標榜〕、法律上は知的障害者更生施設（入所）〔現：障害者支援施設〕）を中心とした、自閉症スペクトラム障害（児）者の療育、支援、社会福祉、等の取り組みの実践の歴史をまとめていく中で、課題整理を進めていく機会とする。そして、その中から考察を深め、今後の実践的課題・展望となるものを分析・検討していく機会したい。

#### — 2. これまでのあらまし②：

その活動・実践の歴史は、自閉症成人施設設立にかかる前史として「児童精神科医療を志した十亀史郎医師が、1961（昭和36）年7月に三重県立高茶屋病院に奉職し、1962（昭和37）年4月より週3日の児童青年精神科医療の外来診療の開始したことに始まる。1950（昭

和25）と施設立の三重県立高茶屋病院は、井上正吾院長が精神病院の持つべき多様な機能として、元々、老人精神医療、社会復帰病棟、ハーフ・ウェイ・ハウス（half-way house）等々の多くの構想のひとつに児童精神科病棟を位置づけていた。ここに十亀史郎という、後には児童精神医学の第一人者とも呼ばれた医師が加わることによって、三重県および日本の自閉症の歴史は創られ、発展してゆくこととなった」（例えば、植木〔2014〕）ものを実践のきっかけとして、つながりをみせてきているものである。

#### — 3. 本稿でのねらい：

このような歴史的発展の経過を踏まえて、本稿では、とりわけ、自閉症成人（自閉症者）施設の実践とその歴史に焦点をあてていく。以下、社会福祉としての歴史的発達をみていくうえでの着眼点として、4点のポイントを示す。

- ①. 三重県で生まれたわが国初の自閉症施設。とりわけ、年長児問題をきっかけとして生まれた自閉症成人（自閉症者）施設の成立と展開過程。
- ②. 全国の自閉症施設の連合協議体である「全国自閉症者施設協議会」の成立と展開過程。
- ③. 新しい地域生活支援の拠点として活動する自閉症施設「れんげの里」の成立と展開過程。
- ④. 今後、期待される「新しい公共」の事業体として、新しい社会福祉実践の原動力として期待されるNPO

活動の展開過程。

上記①-④までの時期区分における展開過程を概観し、各々の実践経過と課題整理を進めていく。こういった社会事業（社会福祉事業）としての実践過程をまとめていくなかで、社会福祉学の視点から考察を深め、現場での実践を社会福祉実践として捉え直しながら、分析・検討していく。これらを踏まえ、結論として、当事者中心主義の権利擁護の担い手として求められるものとは何か。今後の当事者支援と現場の実践的課題として必要とされるものとは何か。実践の現場の課題へつながるもの（実践展望〔実践のヒントとなるもの〕）、を探り出していく機会としたい。

## 2. 社会福祉法人檜の里 あさけ学園

社会福祉法人檜の里・あさけ学園は、自閉症児施設あすなろ学園（津市）を利用する年長児・者の親の会を中心となって結成されたものである。あすなろ学園の年長児者問題を背景としながら、1977（昭和 52）年に、三重県の親の会のほか、東京都・大阪府など、17 都府県からなる自閉症児者親の会が中心となり、自閉症成人施設建立に向けて、法人設立準備会が結成された。

日本では自閉症の専門療育機関が限られていた当時、あすなろ学園を利用する年長児者の親たちは、三重県内にとどまらず、全国各地から自閉症の専門療育を受けるために、藁をもすがる思いで駆けつけていた、という。親たちは、東京都と三重県の間を週に一度、夜行列車で片道 10 時間をかけて往復するなどして、成人自閉症施設の開設に尽力を注いだ。この精力的な運動の末に、1980（昭和 55）年 9 月に、社会福祉法人設立が認可された。翌 1981（昭和 56）年 6 月に、日本で初めてとなる自閉症成人施設（知的障害者入所更生施設）あさけ学園が、三重県菰野町に、定員 40 名で開設され、社会福祉法人檜の里後援会が結成された。知的障害者福祉法上の知的障害者更生施設（入所）という枠組みのなかで開設されたあさけ学園ではあるが、日本で初めてとなる自閉症専門の成人施設として成人自閉症に対する専門的な療育が実践・研究され、やがて「あさけ方式」とよばれるものが実践の蓄積とともに理論化されていくこととなる。

自閉症者によりそった生活支援をしていくためには、主に知的障害者が利用している地域の作業所やデイセンターなどにおいても、一般的に、他の知的障害と比べると、環境の変化に適応することが難しく、知覚過敏であったり、情緒的に敏感であるなどの自閉症特有の障害特性

から、適切な支援がなされないと、強度行動障害の状態を呈するものが多いことから、基準以上の職員配置と生活環境の整備が必要である、といわれてきている。現在、あさけ学園などの成人自閉症施設においても、法的には障害者支援施設（旧法：知的障害者更生施設）という位置づけのため、法人独自の職員加配や住環境整備等からくる運営上の困難が生じてきていることが問題となってきた。こういった問題に関連して、あさけ学園の設立当時、十亀は自閉症成人の専門施設の理解について、次のように述べている。

「これからの『あさけ学園』の整備と拡張は私共の大きな課題です。そこには様々の誤解や行き違いも生ずる可能性があると思います。すべて既存のレールに沿って走り、誰もが見なれ聞きなれた既存の習慣に従っていくならば恐らく何の誤解も抵抗も起こらないでしょう。しかし『あさけ学園』は、これから必ずしも多くの施設がたどってきたコースに従って動くとは限りません。そこに新しい目的と独自の性格と新しいアイディアをもって事業が始められるとすれば、恐らく多くの誤解が生ずることもやむを得ないと思うわけあります。私たちは、こうした問題に十分に注意すると同時に、また一方では、いわれのない誤解に対する準備も必要かと思います。われわれが進む道は常に祝福されるとは限りません。むしろ常に多くの誤解によって妨げられることの方が多いということは、十分覚悟すべきであります。」（「私たちの目標すべき道」1985 年、十亀史郎講演集 I 伊勢出版 1990 年）。

これは、自閉症児の生きる権利を守り、保障してきた十亀自身の決意表明である。と同時に、十亀が自らに迫り来る病魔を感じながら、これから、成人した自閉症者の生活の場を確保するのみだけでなく、あさけ学園が前例のないことを試行錯誤をしながら先駆的に実践していくには、ある程度の批判を覚悟しながら、真剣に自閉症者の生活の質を保障していく、そのための支えとなる専門的な療育の確立と自閉症理解へ向けた運動を更に発展させていくという職員・親たちへのメッセージである、ともいえよう。

1984（昭和 59）年 6 月に法人運営委員会が設置され、初代委員長にあすなろ学園園長・十亀史郎が就任する。1985（昭和 63）年 4 月、檜の里は「あさけ学園診療所」を開設し、増設棟完成とともに定員は 40 名

から 80 名に増床を実現する。1985（昭和 60）年 10 月、檜の里初代委員長・あすなろ学園初代園長・十亀史郎が死去し、あさけ学園に十亀記念事業委員会事務局が設置される。1987（昭和 62）年、あさけ学園は、全国自閉症者施設連絡協議会（または、全国自閉症者施設協議会。略称、全自協）の発足を広島県・ともえ学園等に呼びかけ、全国の成人自閉症施設 7 施設で組織化し、本部事務局をあさけ学園内に設置する。1990（平成 2）年 4 月、「大羽根グループホーム」が開設され、地域生活支援へ向けた事業展開が具体化する。同年 11 月には、三重県・あさけ学園主催により、全国自閉症者施設連絡協議会第 4 回全国大会が開催される。翌 1991（平成 3）年 6 月、あさけ学園 10 周年記念式が開催され、同年 10 月に地域療育拠点施設事業が開始される。

1992（平成 4）年 4 月には、強度行動障害処遇棟とショートステイ棟の整備完了にともなって強度行動障害処遇事業・ショートステイ事業が開始される。1997

（平成 9）年 4 月、地域療育等支援事業が開始し、地域生活支援センターと専門コーディネーターが配置される。1998（平成 10）年 4 月、通所部が定員 20 名で開設され、これにともなって入所定員が 80 名から 60 名に変更し、また基幹グループホームが開設され、自閉症の総合援助体制の基盤整備が着実に展開されてゆく。

2000（平成 12）年から、社会福祉法人檜の里・あさけ学園は、入所更生施設、グループホーム、通所授産施設、デイサービスセンター、診療所を備え持つ「自閉症総合援助センター」として位置づけられており、既存の制度の枠組みを超えた、すべてのライフステージにおける自閉症・発達障害者のための「総合援助センター」「ハビリテーション施設」として発展してきている（2000 年代前半より、「自閉症総合援助センター あさけ学園」と標榜してきている）。また、地域療育等支援事業等をはじめとした、地域における自閉症と発達障害児者への総合援助実践の実績などから、2004（平成 13）年より

表 1. 自閉症総合援助センター「社会福祉法人檜の里 あさけ学園の沿革」（概略）

1977年(昭和52年) 1月	・法人設立準備会の結成
1980年(昭和55年) 9月	・法人設立認可
1981年(昭和56年) 6月	・あさけ学園開設（定員 40 名）、檜の里後援会結成
同年 9月	・作業棟完成
1983年(昭和58年) 9月	・診療棟完成
1984年(昭和59年) 6月	・運営委員会設置（初代委員長に十亀史郎が就任する）
1985年(昭和60年) 3月	・法人機関紙「檜の里」創刊
同年 10月	・十亀記念事業委員会事務局設置
1986年(昭和61年) 6月	・増設準備会結成
1988年(昭和63年) 4月	・檜の里「あさけ学園診療所」開設
同年 5月	・増設棟完成（定員 40 名→ 80 名）
1990年(平成 2 年) 4月	・第二種社会福祉事業「大羽根グループホーム」開設
同年 9月	・A・B 棟改修（棟内浴室設置）
同年 11月	・全国自閉症者施設連絡協議会第 4 回大会の開催
同年 12月	・宮内庁より御下賜金
1991年(平成 3 年) 6月	・あさけ学園開設 10 周年記念式
同年 10月	・地域療育拠点施設事業の開始
1994年(平成 6 年) 3月	・大規模修繕・強度行動障害処遇棟・ショートステイ事業の開始
1997年(平成 9 年) 4月	・地域療育等支援事業の開始
1998年(平成10年) 4月	・通所部開設（20 名）、定員の変更（80 → 60 名）、基幹グループホーム開設
同年 10月	・障害者介護等サービス調整試行事業の開始
2000年(平成12年) 10月	・診療所のフルオープン（あさけ学園診療所→あさけ診療所へ名称変更）
2002年(平成14年) 4月	・ワークセンターひのき（通所授産施設）の開設、通所部の廃止
同年 同月	・デイサービスセンターひのき（小規模型）の開設
2003年(平成15年) 4月	・自閉症・発達障害支援センターの開設 (本部・あすなろ学園、北部あさけ学園、南部・れんげの里)
2014年(平成26年) 5月	特定相談支援事業の開始

(\*資料等参考に筆者作成。参考：あさけ学園年報「あさけの取り組み」、あさけ学園パンフレット、あさけ学園ホームページ <http://www.asakegakuen.com/history.html> [2015 年 8 月 11 日確認])

全国 10箇所から始められることになった、厚生省「自閉症・発達障害支援センター」事業構想の実現に向けても実践現場から積極的な提言と役割を果たし、この支援センター業務を同年 4月より開始している（あさけ学園は、「三重県自閉症・発達障害支援センター北部プランチ」）。

このように、あさけ学園は、「（自閉症者施設は、）①本人や家庭の都合でどうしても施設での生活を必要とする人のための生活支援機能、②時間の生活を通しての専門療育機能、③24 地域ケアの拠点としての機能を持ち、地域の自閉症問題の、生涯の責任を持つての総合援助センター（以上、あさけ学園奥野園長〔当時〕）」を目指し、発展を遂げてきた。

十五回以来の伝統ある自閉症支援の歴史を引き継いできた、自閉症成人施設・あさけ学園は、三重県はいうにおよばず、名実ともに日本の自閉症・発達障害（児）者の療育実践の先駆的役割の一角を担ってきている、といえよう。また、今後もその実践は、独自性をもちながら、これまで以上に日本の自閉症支援分野へ大きな影響力を与え続ける存在となって、発展し続けることが期待されてきている、といえよう。

### 3. 全国自閉症者施設協議会（または全国自閉症者施設連絡協議会、略称「全自協」）

日本で初めての自閉症成人施設としてあさけ学園が、三重県菰野町に設立されたのは 1981（昭和 56）年である。このあさけ学園が、1987（昭和 62）年当時、全国に 8 施設広がってきていた自閉症成人施設について、ネットワーク組織・連絡協議会をつくりようと提唱し、事務局を広島県ともえ学園に依頼をしたことから、全国自閉症者施設協議会は 1987（昭和 62）年に設立されることになった。

全国自閉症者施設協議会加盟の施設は、現在、主に知的障害者入所更生施設であった「障害者支援施設」の形態をとるものである。旧法当時、加盟施設の形態は、多いものの順に、①知的障害者入所更生、②知的障害者通所授産、③知的障害者通所更生、④自閉症児施設、⑤小規模授産、となっていた。また、加盟施設は、大きくは、①親の会が設立した、②法人が自閉症者のための施設を設立した、③結果として自閉症者が多くなってきた施設、に分類される。最近は、このような自閉症成人施設（または自閉症者成人施設）は、「自閉症専門施設（または自閉症者専門施設）」と紹介されていることが多い。

全国自閉症者施設協議会の設立理念は、以下のとおりである。

「自閉症の人権と生きるための発達保障、自立ならびに社会参加のための実践と研究を推進し、さらにこれに参画する者の研鑽と相互の交流を促進する」

筆者の聞き取りによれば、設立理念にある「発達保障」ということばは、広島県ともえ学園の社会福祉法人ともえ会前理事長・前岡怜氏（当時、理事長。2004（平成 16）年 3月死去。）が草案に用いられたものであり、これについては当時、特に深く検討したものではない。また、この理念は、1987（昭和 62）年、東京こどもの城において開催された協議会において、当時のともえ学園理事長案が、8 施設全会一致で採択されたものである。筆者の聞きとりによれば、具体的に設立理念については、「深い意味づけ、検証、等はしてきていない」という現状にある、ということである。また、これに関連して、施設現場においては、北海道・おしまコロニーにある、第二種自閉症児施設・第二おしま学園は、支援目標・理念として「自閉症児の発達保障の実現を目指す」としてきている（注：おしまコロニーには糸賀一雄氏が訪れたこともあり、記念碑も建立されている。）。

全国自閉症者施設協議会は、1987（昭和 62）年の設立大会以来、2 年に一度、日本自閉症協会の全国大会と同年度に全国大会を開催してきており、障害者自立支援法制定前の 2004（平成 16）年 4月では、全国 57 施設の加盟となっていた。しかし、三重県の 4ヶ所（全自協非加盟の自閉症児施設も含めると 5ヶ所）や神奈川県の 4ヶ所などのように一部地域に集中して自閉症専門施設は発展してきており、自閉症者成人施設の存在意義の是非はともかく、奈良県や四国地区など、加盟施設のない県・地区もある。このようなことを背景にしながら、新しい施設の設立や、既存の施設などから小規模の施設などにも広く加盟施設を募り、活動を活発にしてゆくためにも、毎年度、入会基準の改訂を見直し検討してきており、2004（平成 16）年度改訂基準では 1 施設あたり一万円の加盟費を定員×千円としている。

全国自閉症者施設協議会は、各施設・各地域において（自閉症・発達障害に対する）考え方や運営理念、実践、療育方法など様々であるため、設立理念の追求や実践課題の共有化などに向けては、課題が多い現状にある。このようななかで、これまでには、1992（平成 4）年、当時の会員施設 30 施設により、利用者の実態、処遇や施設運営にわたる詳細な実態調査報告がまとめられ、自閉症者を支えるための特別な援助体制の必要性や職員の加配の問題が明らかにされてきている<sup>1)</sup>。また、2000（平

成12)年の実態調査では、この基礎調査をもとに自閉症者への援助体制や処遇職員の配置に焦点をあてている<sup>2)</sup>。これまでの自閉症成人施設における実践と実態調査活動からは、従来の自閉症成人施設における親の会・後援会・職員などの自助的な運営努力では、職員配置や環境整備が不可能であるという状況が示唆されてきている。今後は、イギリス方式に倣った自閉症成人施設の法定化に向けて、各施設事業評価をデータ化し、厚生労働省にはたらきかけてゆくことを課題として、各施設現場から取り組みがなされ始めている段階にある<sup>3)</sup>。

現在、日本の自閉症に関するナショナルセンターともいるべき日本自閉症協会は、特にLDや高機能・アスペルガーリー症候群などの軽度発達障害に焦点をあてて活動を展開してきていることから、知的障害をもつ重度の自閉症者がおきぎりにされる傾向にある。また、各施設現場・親の会からは、これを懸念する声が高まってきている。

このことに関連して、筆者の聞き取りからは、あさけ学園（前）園長・奥野宏二氏は、「日本自閉症協会へ全国自閉症者施設協議会会員を派遣しようという考え方」や、「日本自閉症協会と全国自閉症者施設協議会との合併を視野にもいれて、全国自閉症者施設協議会の活動をしていく」という見解を示してきている<sup>3)</sup>（2003, 2006）。

今後は、社会福祉基礎構造改革の流れの中で、障害者自立支援制度（現：障害者総合支援法）の成立などに関わって、自閉症成人施設の困難な運営と当事者・家族と職員への負担が更に深刻な状況に置かれることが予測される。全国自閉症者施設協議会と加盟施設現場における自閉症専門施設（とりわけ入所型施設）の存在意義と状況改善、法定化へ向けた取り組みと実践は、自閉症・発達障害者の生きる権利を守るためにも益々その発展と成果が期待されるところである。これまで、全国自閉症施設協議会は、障害者福祉関係者の間においても、あま

表2. 社会福祉法人おおすぎ「れんげの里」の沿革（概略）

1983年(昭和58年)	・自閉症施設・法人設立準備会の結成
2000年(平成12年) 8月	・法人設立認可 ・理事長：中祐一郎、施設長：柳誠四郎、事務長：三浦敏郎 ・後援会長：上瀬英彦
2001年(平成13年) 4月	・れんげの里開設（定員40名）、短期入所4名 ・おおすぎ後援会結成 ・法人機関紙「れんげ想」創刊
2003年(平成15年) 4月	・自閉症・発達障害支援センターの開設 (本部・あすなろ学園、北部あさけ学園、南部・れんげの里)
2004年(平成16年)	・自閉症ホームヘルパー養成事業開始（法人独自事業） [～自閉症施設「れんげの里」認定、2005～2010まで。2011年から自閉症・発達障害支援センターれんげとの共催による「自閉症講習会」に発展改組]
2007年(平成19年) 4月	・城山れんげの里開設（定員40名）、短期入所4名 ・行動観察事業（三重県受託・強度行動障害等対応、三重県障害者相談センターとの連携事業） ・発達障害児療育センター（城山れんげの里デイサービス） [三重県知的障害者更生相談所併設の三重県知的障害者更生施設はばたきを業務移管により新規開設] ・施設長：三浦敏郎
2010年(平成22年) 3月	自閉症・発達障害支援センター（中部）が廃止され、業務については、あさけ学園とれんげの里に移管される。 (北部・あさけ学園（菰野町）、南部・れんげの里（大紀町、分室・津市、尾鷲市）)
2011年(平成13年)	・法人開設10周年事業 ・記念誌「社会福祉法人おおすぎ 創立10年」発刊
2014年(平成26年) 4月	・柳誠四郎（副理事長、常務理事、初代れんげの里施設長）が第二代理事長に就任 ・中祐一郎前理事長は、引き続き理事に。 ・三浦敏郎（前城山れんげの里施設長）は、引き続き理事・相談役に。
2014年(平成26年) 4月	特定相談支援事業の開始
2014年(平成26年) 11月	・関連支援機関として、NPO法人「成年後見支援センターれんげ」設立。 ・理事長：横山秀樹 「この法人は、三重県内に在住する自閉症スペクトラム及び知的障害者等の権利擁護を目的として福祉的配慮に基づく成年後見サービスの提供及び支援を行うことにより、彼らとその家族がすべての人々と同等に、心豊かな生活を送ることができるよう、成年後見制度の推進に寄与することを目的とする。」

(\*関係資料、実践記録等参照に筆者作成。)

り知られることのない存在でもあった、といわれている。しかし、設立理念にもあるように、「自閉症者の人権と生きるための発達保障」のため、理念実現へ向けた取り組みと固有の支援システム・制度構築へ向けた実践と運動は、より広く社会にこの施設協議会の存在と活動が知られ、評価されてゆくことが期待されてきているところでもあり、また当事者・家族のねがいからも、今後その活動は益々輝きを増し続けるものである、といえよう。

2015年8月現在、全国自閉症者施設協議会の正会員加盟施設は、70施設である<sup>3)</sup>。

#### 4. 社会福祉法人おおすぎ れんげの里

社会福祉法人おおすぎ・障害者支援施設（旧法：知的障害者更生施設〔入所〕）れんげの里は、三重県下における自閉症などの発達障害をもつ人々の生活の拠点づくりを担う自閉症専門施設として設立されたものである。日本自閉症協会三重県支部の約30名の法人設立発起人が中心となり自閉症と発達障害をもつ家族の会「はばたきの会」を立ち上げ、以来、県内外の病院・福祉施設・学校・教職員などの専門家や有識者、学生、市民も巻き込んで、15年にわたる広範な市民運動を経て、2000（平成12）年8月に法人を立ち上げ、翌2001（平成13）年4月に定員40名で開設された。現在、法人将来構想委員会では、自閉症などの発達障害をもつ人々が地域においてより豊かな生活を保障される福祉社会の実現へ向けて、具体的な事業内容の検討に入っている。入所施設を軸として利用者・家族の安定した生活を保障することをまず第一の目的として、中・長期的目標としては、三重県内の各地に生活拠点の保障となるものを整備し、そして地域の人々と助け合いながら働く場を創っていくことを目指し、地域生活支援へ向けた具体的な支援策を保護者・当事者・職員・行政関係者らが共同で練り上げ、展開してゆくことを計画している段階にある。2003（平成15）年からは、全国10地域からモデル事業として開始された「自閉症・発達障害支援センター」が、れんげの里にも付置されている（三重県北部はあさけ学園、中部及び本部はあすなろ学園→本部機能は支援センターあさけ・支援センターれんげに機能分割。[中部は、あすなろ学園隣にある城山れんげの里[支援センターれんげ津城山プランチに発展改組]]）。この自閉症・発達障害支援センターである「支援センターれんげ（中部、南部、紀州）」と発達障害児デイサービス「児童発達支援センター（療育センター）れんげ」が地域支援の新しい拠点となって、発達障害相談、地域巡回療育相談や家族

支援のほか、教職員や保育・福祉職員、ボランティア団体や市民などへの専門的指導や自閉症・発達障害啓蒙活動など地域を支えるネットワークづくりと人材育成もより活発に行われてきている。

#### 5. 考察

日本初の自閉症児施設（第一種・医療型）あすなろ学園、日本初の自閉症者施設あさけ学園（知的障害者更生施設〔入所〕）（いずれも当時の根拠法による名称略）が設立された自閉症・発達障害の先進地のひとつである三重県を中心とした自閉症成人施設設立の組みの歴史を概観し整理を進めてきた。このような中でも、現在、県下の発達障害をもつ人々が置かれている状況としては、100名から200名をも越えるともいわれている入所希望待機者がいるという現実がある。自閉症および発達障害児者の実態把握については、日本自閉症協会三重県支部において登録されているものだけでも320家族あり、県内2～4ヶ所の自閉症・発達障害支援センター（支援センターれんげのプランチ2ヶ所含む）及びそのバックアップ施設の自閉症施設では地域で援助を必要としている自閉症および発達障害児者の家族を拾い上げ始めている段階にある（現在、日本では、自閉症および発達障害児者の実数・実態把握はなされていないため、このように各地の実践によって取り組みが始まりつつある。）。

一方で、日本では、国は入所施設の考え方として、新設（増改築）に関しては原則として国庫補助対象とせず、入所施設に変わって「地域生活支援」を目指す<sup>4) 5)</sup>という方針を打ち出している。この方針での焦点は、これまでの入所施設での利用者の置かれている状態は隔離収容的で、機械的で管理的な処遇がなされてきており、その生活はおおよそ非人間的な状態にある、ということが強調されており、これらの改善のため、ノーマルな社会をつくるためには、将来的には入所施設を解消してゆき、知的ハンディを持つ人々を地域社会において様々な役割と期待がもたれるようにすべきである、としていることである。ここでも指摘されているノーマルな社会をつくるという理念は、国際的な福祉社会づくりの潮流の中では、すべての人々が地域で豊かに過ごす、ノーマルな共生・福祉社会の実現とは、市民が望む、いわば当然のねがい・要求といえよう。

#### 6. 結論 ー今後の実践的課題と展望に向けてー

ー1. これまでに、そして、本稿においても考察を通し

て分析・検討してきたところであるが、ここで継続的に強調して、再確認を進めていくうえで最も重要なことは、まず第一に、段階的に入所施設を解消してゆくことが大切である<sup>6)</sup>、ということである。なぜなら、当事者と家族のねがいからみえてくる本質的な生活の場（QOLを保障する活動）としての居場所づくりこそが、今日的課題として最も重要であり、当事者・家族からは必要とされてきているからである<sup>7)</sup>。実際に、国は、現段階では、入所施設を「通過施設」として位置づけている、といえよう。こういった国の政策の流れを踏まえたうえで<sup>8)</sup>、以下、今後にむけて、当事者の権利擁護の担い手として、現場に必要とされる視点を5点に整理し、あげておく。そして、これまでの実践とその経過からみて、現場における実践上での必要とされる支援ポイントを4点、それらを踏まえて5点目として、今後の実践的課題として、実践の現場へつなげていくため課題提起しておく。

## －2. 現場における実践上での必要な支援ポイント（5点；今後の実践的課題）：

①. 「私の人生の本番はいつですか？」という高機能自閉症の当事者からの問いかけを大切にしつつ、いまある自閉症者のための入所施設<sup>8)</sup>のもつ役割と必要性を実践を通じて明らかにし、入所施設も地域生活の実現に必要な社会資源<sup>9)</sup>であるということを、社会に訴えていく必要性がある。

②. 今後は、脱施設化の流れの中では特に、生活施設（入所施設：現法・障害者支援施設）での実践と当事者のねがいのなかから、地域支援の総合拠点としての入所施設の役割・機能からみた必要性を問い合わせ直しつつ社会に訴え、地域生活支援へ向けた地域連携の機能強化に向けた実践が求められている。

③. とりわけ、地域でふつうの暮らし（ノーマリゼーション）を支える生活支援の拠点としてだけでなく、QOL（生活の質）を高めていくためには必要不可欠とされる「自己決定」支援の役割機能（アドヴォケート機能）の拠点としても期待されるところが大きいといえる。その活動の展開過程では、権利擁護と成年後見の新たな担い手として期待される、ソーシャルワーク専門職<sup>10) 11)</sup>やNPO活動（特定非営利活動法人、ボランティア活動、市民活動）等とその連携・支援と機能強化の促進が実践として求められる。

④. この実践過程においても、社会福祉運動研究の視点からみて障害者運動を実践・活動・研究、そして運動を統一的に捉え直しながら実践展開していくことが必要である。このため、新たな実践・活動・研究の支援を展

開していく活動主体の担い手支援（社会福祉運動、市民活動の実践主体としての人材育成）の課題と照らして考えると、a. 母体である自閉症施設（入所型施設）を地域生活支援の総合援助センターの拠点あるいは中核とした実践イメージから、b. 支援を展開していく活動<sup>12)</sup>（三間の保障：「時間・空間・仲間」づくり、居場所づくり（植木, 2014））として、c. NPO法人「成年後見支援センターれんげ」設立<sup>13)</sup>をし、市民後見活動、法人後見活動についても先駆的に取り組んでいく実践過程にある、といえる（＊自閉症施設としては、全国初の取り組みとしても、位置づけられる実践過程もある）。

⑤. 上記を踏まえた上で、今後、これまで親亡き後の施設づくりとしての社会的養護の機能の色彩が強かつた自閉症施設においては何が最も重要な実践的課題とされてくるのか。この継続的な実践のためには、「声なき声」を大切にする当事者の代弁者・当事者のための権利擁護の専門職であるソーシャルワーカーが、主体的に市民活動・市民サポート活動にも関わり続けることによって、生活主体である当事者支援に積極的に関わっていくことは必要不可欠である。今後も、当事者の最善の利益にねぎした地域生活支援システムの構築をめざしていくためには、草の根での実践的視座を大切にした、地道ではあるけれども丁寧な取り組み・活動の積み重ねこそが必要とされている、といえる。当事者に寄り添いながら地域社会を切り拓いていく「伴走型支援」の実現である。地域で当事者がくらしていくための生活問題を把握し（個別支援計画の策定とPDCAサイクルの実施）、改善に向けて地域社会に働きかけていく活動主体の機能強化とその担い手支援である（地域自立支援協議会の組織強化など）。地域福祉推進における住民参加の意義の視点からみて、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士には、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業（新・法律名称：日常生活自立支援事業）」の具体的な制度的支援としてのソーシャルワーク業務の実践のほかに、当事者をエンパワメントし、「地域ケアをすすめる役割」が実践的機能として求められてくる。なぜなら、「地域ケアとは、どのような障害にもかかわらず、住居またはそれに代わる環境のなかで暮らすことを支える方法の1つである」<sup>14)</sup>、からである。そこには、「生活に必要なサービスの質を高めたり創出する役割」と、「当事者を中心とした社会変革を求める役割」が、「生活者視点に基づいたネットワークを促進する役割」と相互作用しながら、機能していくことが求められてくる（障害者の地域生活自立支援をめざした「コミュニティ・ソーシャルワーク」の実践）。今後も、当事者・家族・地域

住民と協働で、権利擁護活動の担い手支援として期待されるソーシャルワーク専門職が、社会変革の視点をもった援助実践として、地域社会へのソーシャル・アクションならびにソーシャルワーク・アクションに寄与し続けていくことが望まれる。

## 7. 謝辞

本研究にあたり、ご協力頂きました当事者・家族・支援関係者のみなさまに、心より感謝申し上げます。

## 注釈・文献：

- 1) 報告書『全国自閉症施設協議会 1992 実態調査報告』、1993
- 2) 報告書『全国自閉症施設協議会 2000 実態調査報告』、2001
- 3) 自閉症・施設研究会資料『全国自閉症者施設協議会加盟施設及び三重県自閉症協会・三重県自閉症・発達障害支援センター関係施設』2001～2015
- 4) 厚生労働省(障害保健福祉部)「(いわゆる) グランドデザイン(案)」、2005年
- 5) 一般社団法人全国知的障害者施設家族連合会「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める要望書」平成25年3月18日
- 6) 『れんげ想』第1～27号、自閉症施設れんげの里、社会福祉法人おおすぎ後援会会報(2001～2015)
- 7) 柳誠四郎「普通の暮らしを作る」『れんげの里便り』第5号、2010年12月
- 8) 三浦敏郎<第1分科会>「入所施設の役割を改めて考える」『第25回全国自閉症者施設協議会岐阜大会』、全自協、2011年
- 9) 柳誠四郎「痴呆も自閉もかかわりは一緒やと思った」小澤勲・土本亜理子『物語としての痴呆ケア』三輪書店、2004
- 10) 資料『人材育成支援にかかる研究会資料』三重県社会福祉士会・相談支援専門員協会支援委員会、2013
- 11) 資料『権利擁護に関する研修』三重県社会福祉士会・権利擁護委員会、2011～2014年
- 12) 植木は「子育て家庭のニーズ」木村志保・津田尚子編著『学び、考え、実践力をつける家庭支援論』保育出版社、平成26年
- 13) 成年後見支援センターれんげ、参考資料 <http://www.pref.mie.lg.jp/NPO/houjin/jyuranchu/878.pdf> [2014年10月6日、確認]
- 14) 社会福祉士養成講座編集委員会編『地域福祉の理論と方法 第二版』中央法規、2015

## 参考・文献：

- ・報告書『全国自閉症者施設協議会 全国大会資料』、2011
- ・社会福祉法人おおすぎ『社会福祉法人おおすぎ・れんげの里10周年記念誌』、2011年
- ・おしまコロニー『施設・学校職員 自閉症支援教育研究集会』、2003
- ・機関誌『檜の里』、社会福祉法人檜の里、(1983～2015)
- ・十亀史郎、『十亀史郎講演集I』、伊勢出版、1991年
- ・植木は「自閉症施設の果たしてきた役割と今後の実践的課題に向けた一考察—三重県における先駆的実践の歴史から～『年長児問題から成人施設設立まで』を手がかりに—」東海学院大学紀要 通巻34号(第8号) 2015年
- ・加藤直樹ほか編著『講座青年・成人期障害者の発達保障：集団と人格発達』第3巻、人間発達研究所、1989
- ・柳誠四郎「私たちが求める支援計画とそのシステム作りについての一提言〔平成22年度研究事業〕」『サービス管理に関する実態調査報告書』三重県知的障害者福祉協会調査委員会、2013年3月
- ・小澤勲『自閉症とは何か』精神医療委員会、悠久書房、1984

# Practical Problems and Present Situations of Community Life Support Systems for People with Autistic Spectrum Disorder

A Study from Pioneering Social Work Practice  
by Autistic Facilities in Mie Prefecture

UEKI, Nao

## Abstract

In Japan, the Autistic Facilities are generally classified into two. The one is Child Facilities, and the other is Adult. By the Efforts to Support Self-sufficiency for People with Disabilities , Services and Supports for Persons with Disabilities Act of 2005 (In Japanese, in details renamed to Welfare Services for Persons with Disabilities from Person with a Disability Independence Support Law, 2013) changed the operative standard about facilities management to become the grounds of the application with necessary changes. In this report, not being a thing appointed as Autistic Facilities legally until now either, but being unreasonable, and paying its attention to there being the history that ran originally for the best profit of the person concerned. Based on that, I consider the practice process of Adult Facilities established after the issue of older child concretely. In addition to this, I deepen consideration from the viewpoint of social welfare studies to investigate anything that is required in the activity development in the area, while paying its attention to disability properties peculiar to autism and the originality of the way of the support from that. Study from the view point of a social welfare practice theory and a social welfare movement, person with a disability movement study (People First Movement), arrived at a thing connected to the practical problems / and presents prospects for future areas of study. As a specific example, Focus on an Action in Mie that is one of the advanced ground which reached for pioneer practice.

**Keywords :** Autistic Facilities, Autistic Adult Facilities, Community Life Support, Human Rights, Social Work Practice, Social Work Action Movement to Promote Independence for the Handicapped

— 2015.6.29 受稿、2015.9.27 受理 —